

平成 18 年 9 月 26 日
福祉部長決定

加古川市日中一時支援（日中短期入所型）支給決定等に関する基準

1 趣旨

加古川市地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）第 3 条第 2 項第 3 号に基づく日中一時支援事業（日中短期入所型）について、加古川市日中一時支援事業実施要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）に定めるもののほか、支給決定等に関する基準を定めるものとする。

2 事業の内容について

この事業は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、必要な保護を行うものである。

3 対象者について

この事業の対象者は、加古川市日中一時支援事業実施要綱第 3 条に規定する者とする。

※留意点

① 居住地を有する者の考え方について

日中一時支援（日中短期入所型）事業のサービスを受けることができる者は、加古川市に居住地を有する者とすることから、居住地特例（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）第 19 条第 3 項）により、加古川市の援護を受けて、加古川市外の施設・グループホーム等に入所・入居している者については、原則として日中一時支援（日中短期入所型）事業の対象とならない。ただし、当該施設・グループホーム等の所在する市町村において、日中一時支援（日中短期入所型）事業のサービスを受けられない場合については、この限りではない。

なお、施設入所者の日中一時支援（日中短期入所型）事業の利用については、「4 障害福祉サービス等との併給関係」の規定による。

② 「当該サービスが必要であると市長が認めた者（児）」について

次のいずれかに該当する者は、日中一時支援（日中短期入所型）事業の対象者とする。

ア 療育手帳を有しないが、知的障害者更生相談所（児童の場合は、こども家庭センター）において、知的障害の判定を受けた者

イ 精神障害者保健福祉手帳を有しない者で、次のいずれかに該当する者

（ア）精神障害を事由とする年金（国民年金、厚生年金など）受給者

（イ）精神障害を事由とする特別障害給付金受給者

（ウ）自立支援医療受給者（精神通院医療に限る）

（エ）医師より精神疾患の診断を受けた者（原則として主治医が記載した診断書より確認することとし、診断書は、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神疾患があることが確認できる内容であること）

4 障害福祉サービス等との併給関係について

(1) 障害福祉サービスとの併給関係

施設入所支援、療養介護、共同生活援助の支給決定を受けている者については、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できない。

ただし、入所者が加古川市内の自宅等に一時帰宅中において、日中一時支援（日中短期入所型）が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設、共同生活援助を行う住居（以下、「施設等」という。）に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護が困難で、かつ、帰宅先と施設等とが遠隔地であるため直ちに施設等に戻ることも困難である場合等、特に必要と認められる場合は、支給決定を行うことができる。

(2) 介護保険法に基づくサービスとの併給関係

介護保険法に基づく要介護認定を受け、短期入所等を受けることができる者は、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できない。

また、施設サービスの利用者についても、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できない。

5 利用日数の計算方法について

利用日数は下記により計算する。

1日の利用時間	利用日数
4時間以内	0.25日
4時間超8時間以内	0.5日
8時間超	0.75日

※1日に複数回利用した場合は、利用時間を合計し、計算することとする。

6 支給量の上限について

支給量の決定にあたっては、障害者（児）本人又はその家族より介護者の状況等について聞き取りの上、下記に規定する支給量の範囲内で決定するものとする。

ただし、介護者の怪我や疾病等により障害者（児）の介護が困難な場合、特に必要と認められるものについては、下記の規定に関わらず支給決定することができる。

(1) 基本支給量の上限

対象者	上限支給量
下記以外の者	3日/月
主たる介護者が就労等により、日中、不在となる者	5日/月

介護者が父又は母しかいない世帯で主たる介護者が就労しており、日中、不在となる者 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	12日/月
--	-------

(2) 基本支給量に対し臨時的に追加できる支給量の上限

下記の条件に該当する場合は、基本支給量に対し臨時的に支給量を追加できることとする。
なお、連続して3ヶ月を超える臨時的な支給量の追加は認めない。

条件	臨時的に追加できる支給量
介護者の怪我や疾病等により、一時的に介護を受けることが困難な者で、基本支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	12日/月 ただし、支給決定されている支給量が、(1)の対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。
長期休業期間（夏季休業、冬季休業、春季休業）については、基本支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	4日/月 ただし、支給決定されている支給量が、(1)の対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。

附 則

この基準は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月6日から施行し、平成27年1月1日から適用する。